

都道府県コード

県名	コード	県名	コード	県名	コード	県名	コード	県名	コード
北海道	01	埼玉	11	新潟	21	鳥取	31	佐賀	41
青森	02	千葉	12	富山	22	島根	32	長崎	42
岩手	03	東京	13	石川	23	岡山	33	熊本	43
宮城	04	神奈川	14	福井	24	広島	34	大分	44
秋田	05	山梨	15	滋賀	25	山口	35	宮崎	45
山形	06	長野	16	京都	26	徳島	36	鹿児島	46
福島	07	静岡	17	大阪	27	香川	37	沖縄	47
茨城	08	愛知	18	兵庫	28	愛媛	38		
栃木	09	岐阜	19	奈良	29	高知	39		
群馬	10	三重	20	和歌山	30	福岡	40		

施設（事業）の種類コード

児童福祉法		就労定着支援	320
児童発達支援事業所	101	自立生活援助	321
福祉型児童発達支援センター	102	日中サービス支援型共同生活援助	322
医療型児童発達支援センター	103	障害者の雇用促進等に関する法律	
放課後等デイサービス事業所	104	障害者就業・生活支援センター	401
保育所等訪問支援事業所	105	その他	
福祉型障害児入所施設	106	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	501
医療型障害児入所施設	107	知的障害者福祉工場	502
障害児相談支援事業所	108	心身障害児総合通園センター	503
発達障害者支援法		児童デイサービス事業	504
発達障害者支援センター	201	重症心身障害児（者）通園事業	505
障害者総合支援法		障害児（者）地域療育等支援事業	506
居宅介護	301	知的障害者生活支援事業	507
重度訪問介護	302	知的障害者更生施設（入所）	508
同行援護	303	知的障害者更生施設（通所）	509
行動援護	304	知的障害者授産施設（入所）	510
療養介護	305	知的障害者授産施設（通所）	511
生活介護	306	知的障害者小規模通所授産施設	512
短期入所	307	知的障害者通所寮	513
重度障害者等包括支援	308	知的障害児施設	514
施設入所支援	310	知的障害児通園施設	515
自立訓練（機能・生活・宿泊型）	311	盲ろうあ児施設	516
就労移行支援	312	肢体不自由児施設	517
就労継続支援（A型・B型）	313	重症心身障害児施設	518
共同生活援助	314	相談支援事業	519
障害者支援施設	315	その他	520
一般相談支援事業	316	共同生活介護	521
特定相談支援事業	317	無職	600
市町村地域生活支援事業	318		
都道府県地域生活支援事業	319		

■職種コード

児童指導員	01	コーディネーター	19
保育士	02	医師	20
児童発達支援管理責任者	03	保健師	21
相談支援専門員	04	看護師	22
相談支援を担当する職員	05	理学療法士	23
発達支援を担当する職員	06	作業療法士	24
就労支援を担当する職員	07	言語聴覚士	25
生活支援員	08	精神保健福祉士	26
就労支援員	09	社会福祉士	27
職業指導員	10	施設長	28
作業指導員	11	管理者	29
サービス管理責任者	12	訪問支援員	30
サービス提供責任者	13	地域生活支援員	31
主任就業支援担当者	14	就労定着支援員	32
就業支援担当者	15	公認心理師	33
生活支援担当職員	16	その他	99
ケースワーカー	17	無職	100
生活支援ワーカー	18		

■申込関係提出書類一覧

- ・受講申込書又は再受講申込書 19頁
- ・実務経験証明書又は非常勤（臨時）職員用実務経験証明書 21頁
 ■再受講の方は実務証明書の提出は必要ありません。
- ・承諾書 23頁
- ・受講許可通知返信用封筒
 （定型郵便サイズの封筒【長形3号】に110円切手を貼り、返送先の住所（申込者自身の住所）・氏名を記入する）
 ※受講案内をダウンロードした場合は、「受講許可通知返信用封筒（長形3号）」ならびに「提出書類送付用封筒（角形2号）」をご自身で用意ください。
- ・証明写真2枚（縦4センチ×横3センチ）※無背景のもの
 ■1枚は受講申込書又は再受講申込書の所定の位置に貼付する
 ■残りの1枚は裏面に都道府県名・氏名を記入し同封する（受講証用）